中小企業が
企業型確定拠出年金を
導入するメリットについて

確定拠出年金 金融教育協会

DCアドバイザー

トリプルウィン株式会社 TRIPLE WIN

資産形成の分野で信頼と実績を重ねてきました



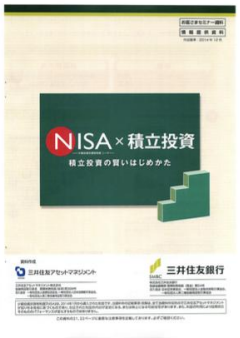
代表　星野泰平

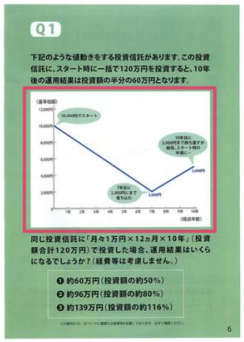
一般社団法人 確定拠出年金 金融教育協会
代表理事

つみたて投資の第一人者
資産形成等の書籍累計25万部



■三井住友銀行





■野村証券



累計50社超の
金融機関に教育提供実績

確定拠出年金の力で日本を豊かに

Empowering Japan with Defined Contribution Plan

確定拠出年金(DC)は資産形成に最適な国の制度です。
欧米ではDCの普及が起爆剤となり、資産形成が国民に浸透しました。
我々も、日本にDCの普及を通じて、長期資産形成の裾野を広げ、
お金で困る人を減らし、豊かな日本を創ります。

企業型DC導入のメリット

①加入者のメリット
全額損金計上しながら運用し、
退職金積立ができる唯一の制度

②従業員のメリット
効果的な退職金準備と金融教育によるモチベーションの向上

③会社のメリット
人材採用力強化・従業員の定着率向上

01 効果的な退職金準備



全額損金計上しながら運用し
退職金積立ができる唯一の制度

現在ある制度で、退職金を最も効果的に準備できる制度

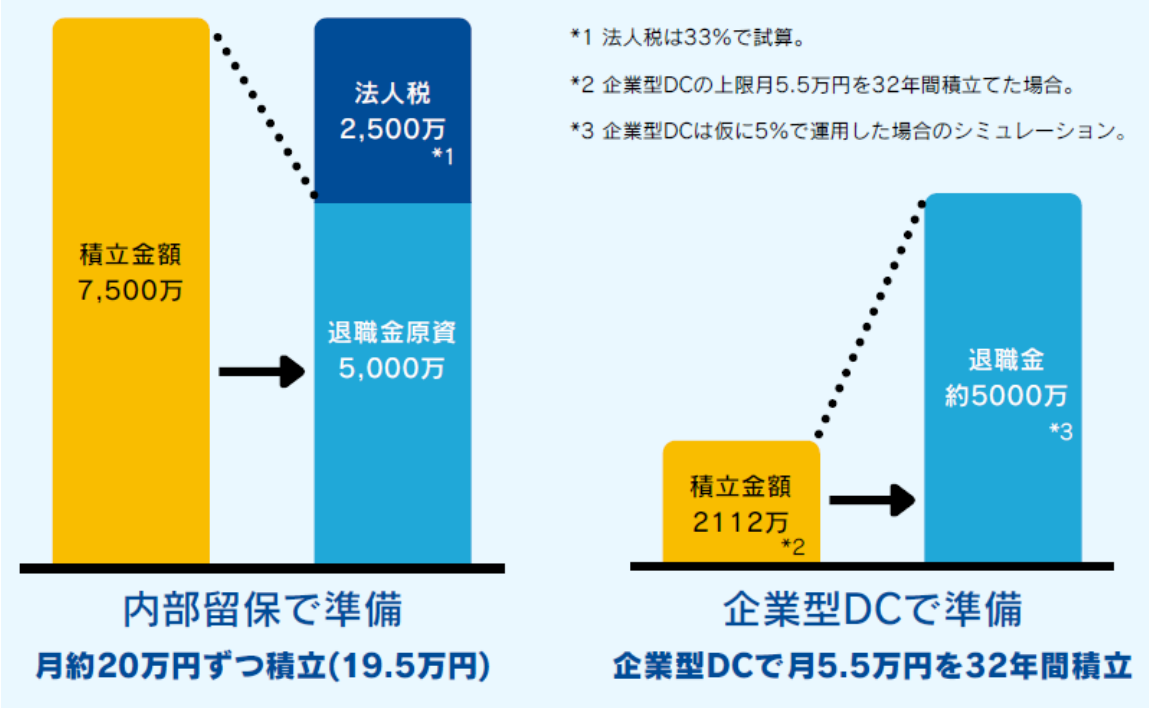
×

【生命保険】 全損商品が無くなったことから、節税も兼ねて退職金を積立てるのには不向き。
【中退共】 従業員のみの制度で役員は加入できない。運用も不可。
【小規模企業共済】 所得控除・全額損金ではある運用はできない。
医療法人や非営利法人の役員は加入できない。

退職金だが法律上、差押禁止財産となる

社長の例

5,000万円の退職金を作る場合、どちらを選びますか？



退職金5,000万円を用意するには法人税を加味すると約7500万円の利益が必要

企業型DCは2112万円の積立で退職金5,000万円を目指せる
（毎月5.5万円の拠出を32年間継続。年率5%運用と仮定）

最大毎月5.5万円の掛金を役員報酬に上乗せして、全額損金計上しながら運用して
退職金積立ができる唯一の制度











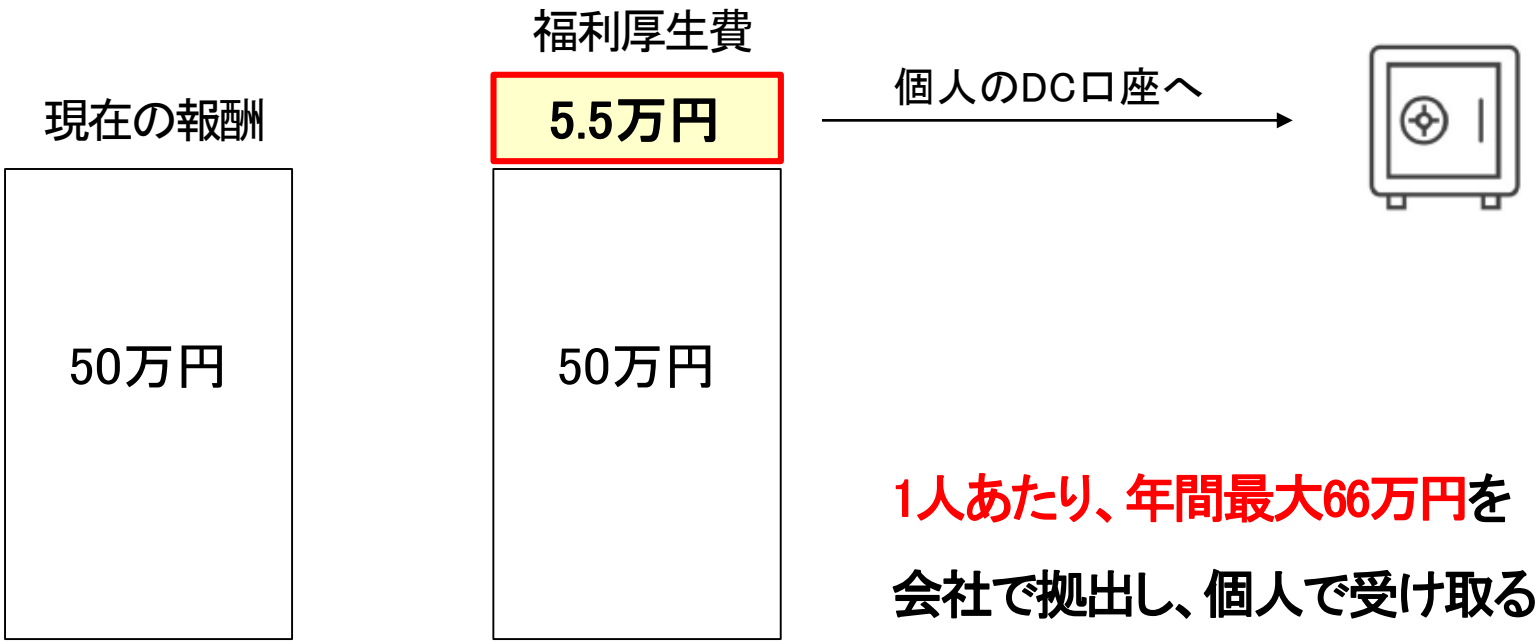
引退後に自分の好きな事をして楽しく過ごすためにも

役員の加入のしくみ

役員の場合、報酬とは別で最大月額55,000円掛金を拠出できます。

掛金は所得税・住民税が非課税で、社会保険料も算定対象外

年間最大66万円を福利厚生費で全額損金として、退職金準備ができます。



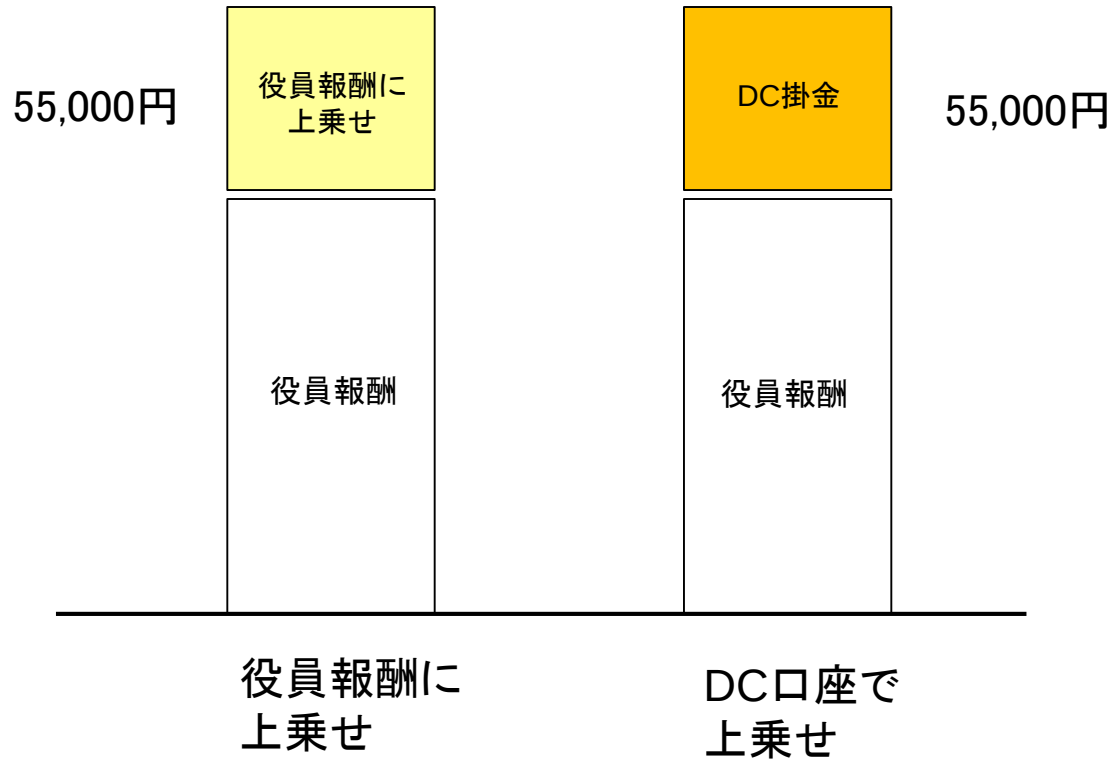
1人あたり、年間最大66万円を

会社で拠出し、個人で受け取る

役員の加入シミュレーション

どちらが得でしょうか？

比較内容



役員の加入シミュレーション

役員報酬50万円、東京都40歳　掛金5.5万円の例

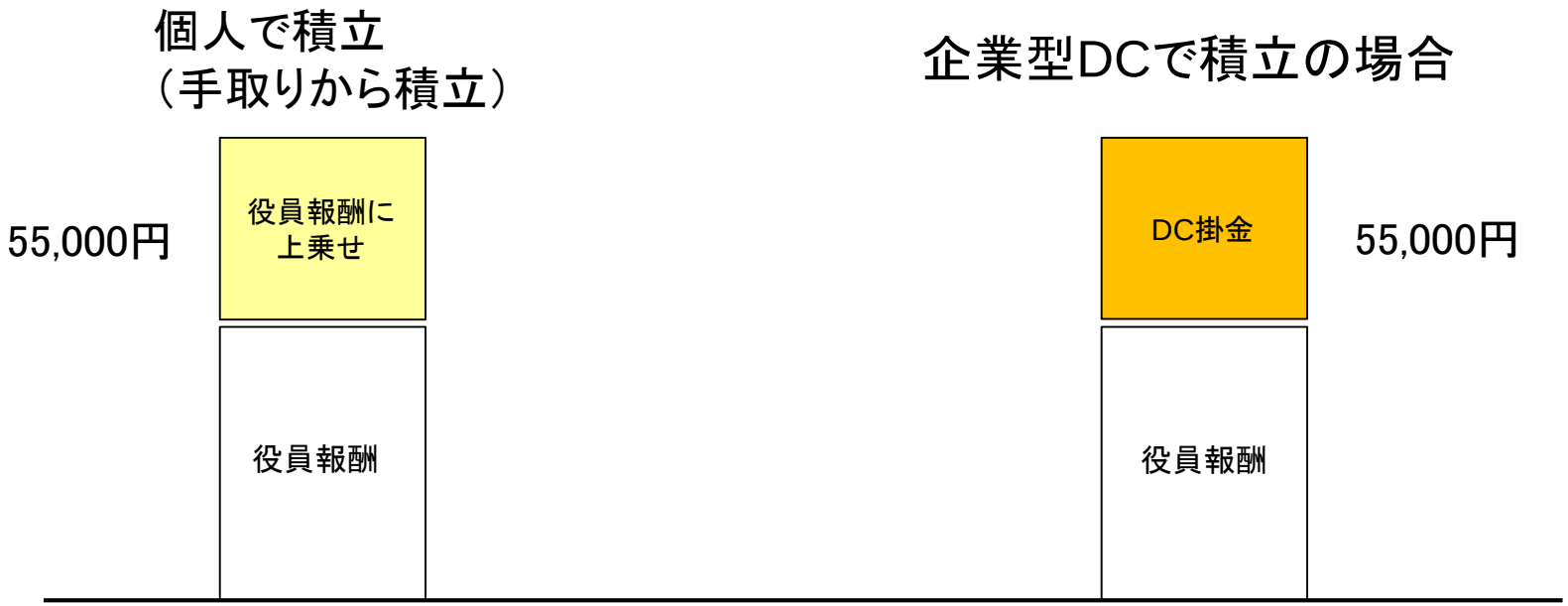
年間約32万円、25年間で約804万円のメリット

	役員報酬に上乗せ（A）	企業型DCで積立（B）	差額（C）＝B―A
年間の社会保険料：個人①	1,001,280	894,000	-107,280
厚生年金保険料	614,880	549,000	-65,880
健康保険料	386,400	345,000	-41,400
年間の社会保険料：企業②	1,025,472	915,600	-109,872
年間の税金：個人③	615,400	510,900	-104,500
所得税	269,200	207,300	-61,900
住民税	346,200	303,600	-42,600
①+②+③（差額は軽減効果）	2,642,152	2,320,500	-321,652
現在の年齢から65歳までの軽減効果累計			-8,041,300
参考：現在の年齢から65歳までの掛金積立累計			16,500,000

*企業分は子ども・子育て拠出金を含む
*税額計算の各種所得控除は基礎控除のみ、住民税税率および各種料率は令和7年3月分以降。*概算値となりますので、参考数値とされてください。

役員の加入シミュレーションまとめ

個人で積立の場合に比べ、企業型DCで積立の方が様々な効果を期待できます。



✓年66万円を役員報酬に上乗せして受取る場合は、税・社会保険料の負担増!

✓役員報酬で受取る場合と比べ32万円以上の税・社会保険料効果が期待できる

✓確定拠出年金で積立てれば税・社会保険料の負担は現状と変わらない

運用効果も合わせれば、さらなるメリットが期待できる

役員の方の報酬別DC積立効果

年間30-35万円程度、25年で750-900万円程度のメリット

掛金5.5万円の例

役員報酬	年間メリット	25年間のメリット累計
60万円/月	+約36.5万円	約912万円
80万円/月	+約30.6万円	約765万円
100万円/月	+約34.7万円	約868万円



上乗せ金額が同じでも

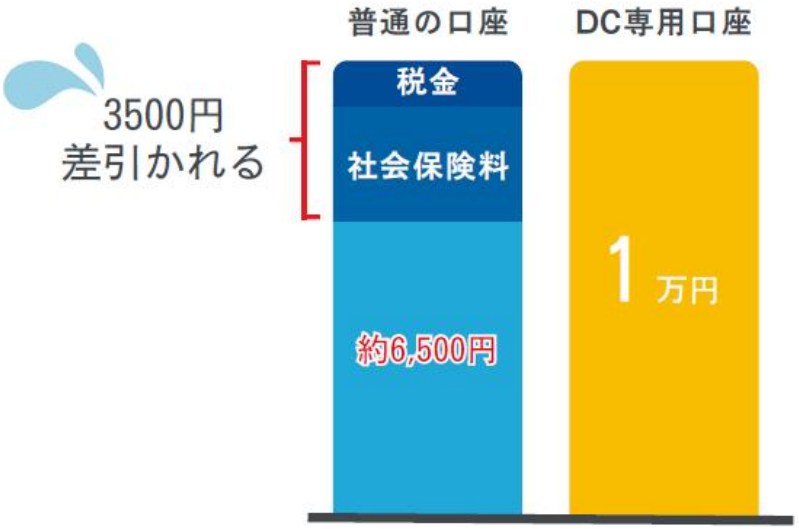
受取金額が増える

02 福利厚生拡充

従業員の方も有利に資産形成が可能



額面1万円を普通に貯めようとすると税金・社会保険料が引かれて
6500円しか貯められないが、企業型DCなら1万円そのまま貯めることができる



同じ1万円を積立ても受取額で約3500円も差が出る

企業型DCは国が作った強力な税優遇がある

従業員の方に喜んでもらえて働くモチベーションアップ



給料の額面１万円を貯蓄(積立)に回した場合のイメージ比較　年齢30歳：給料25万円の場合

企業型DCの税制優遇イメージ

企業型DCは、積み立てた金額を60歳まで引き出せない事を条件に、
3つの税制や社会保険料の優遇があります。

1.掛金積立

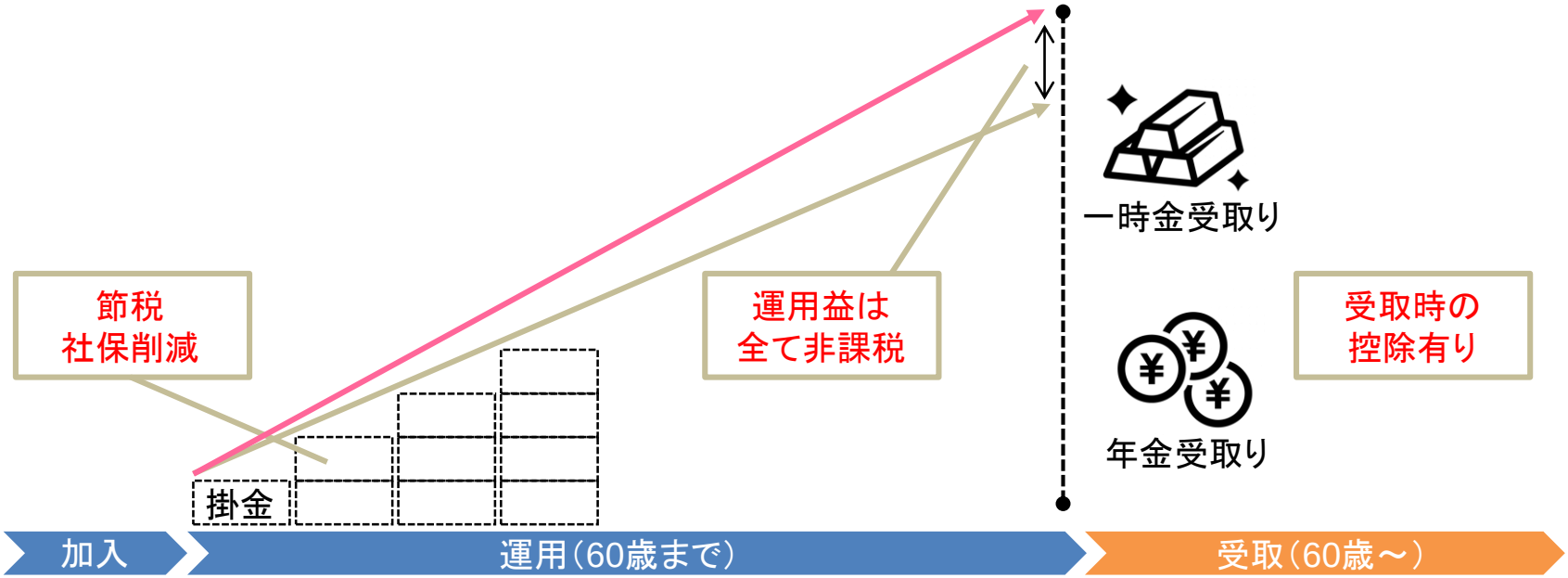
・所得税が非課税
・住民税が非課税
・社会保険料が対象外

2.運用

・運用益非課税

3.受給

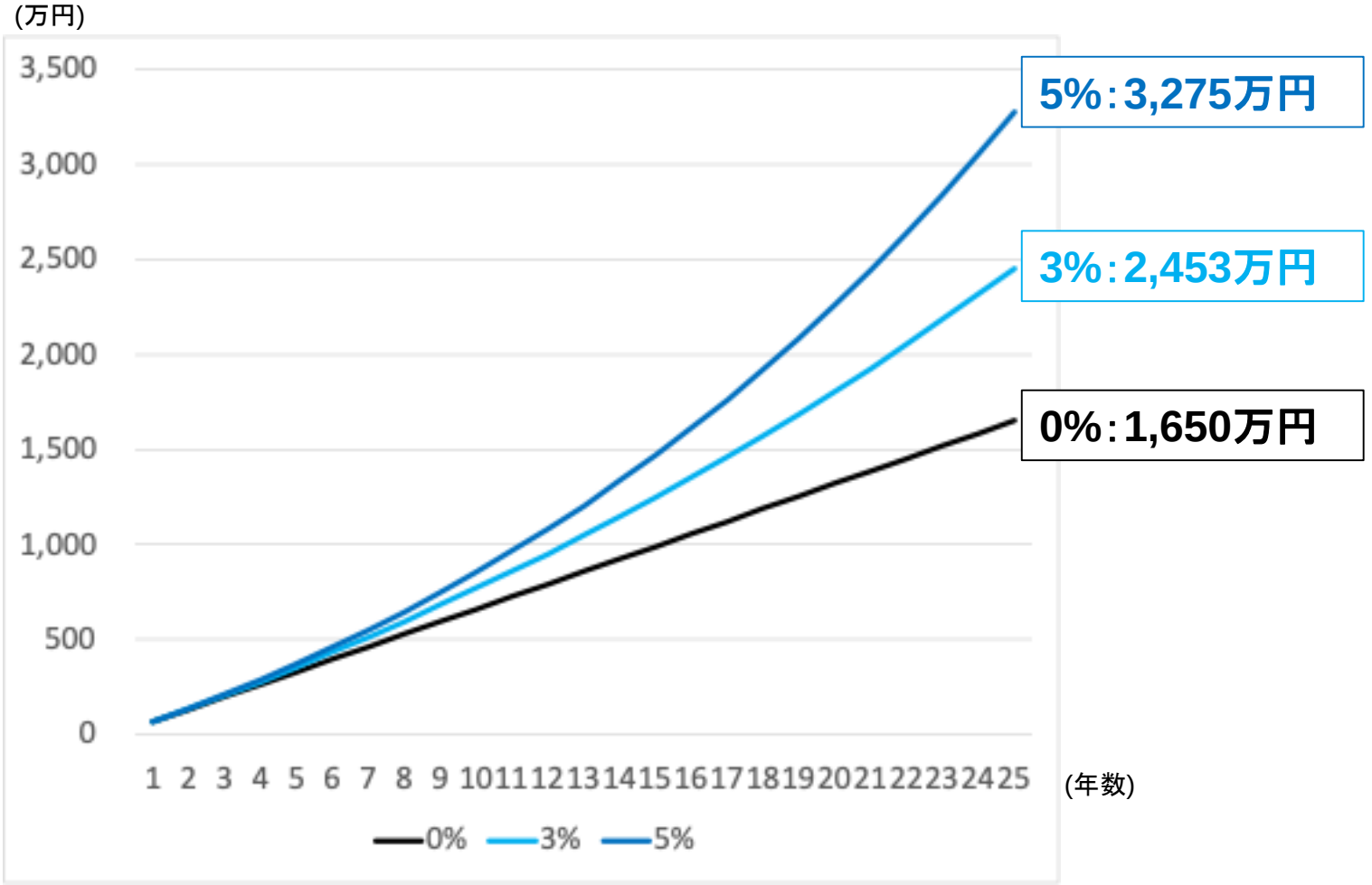
・一時金は退職所得控除扱い
・年金は公的年金等控除の対象



運用による効果も期待できる

運用による効果は預け先により大きく異なりますが、長期的に見ると効率的に資産形成ができます。

毎月5.5万円を25年間つみたて投資したシミュレーション



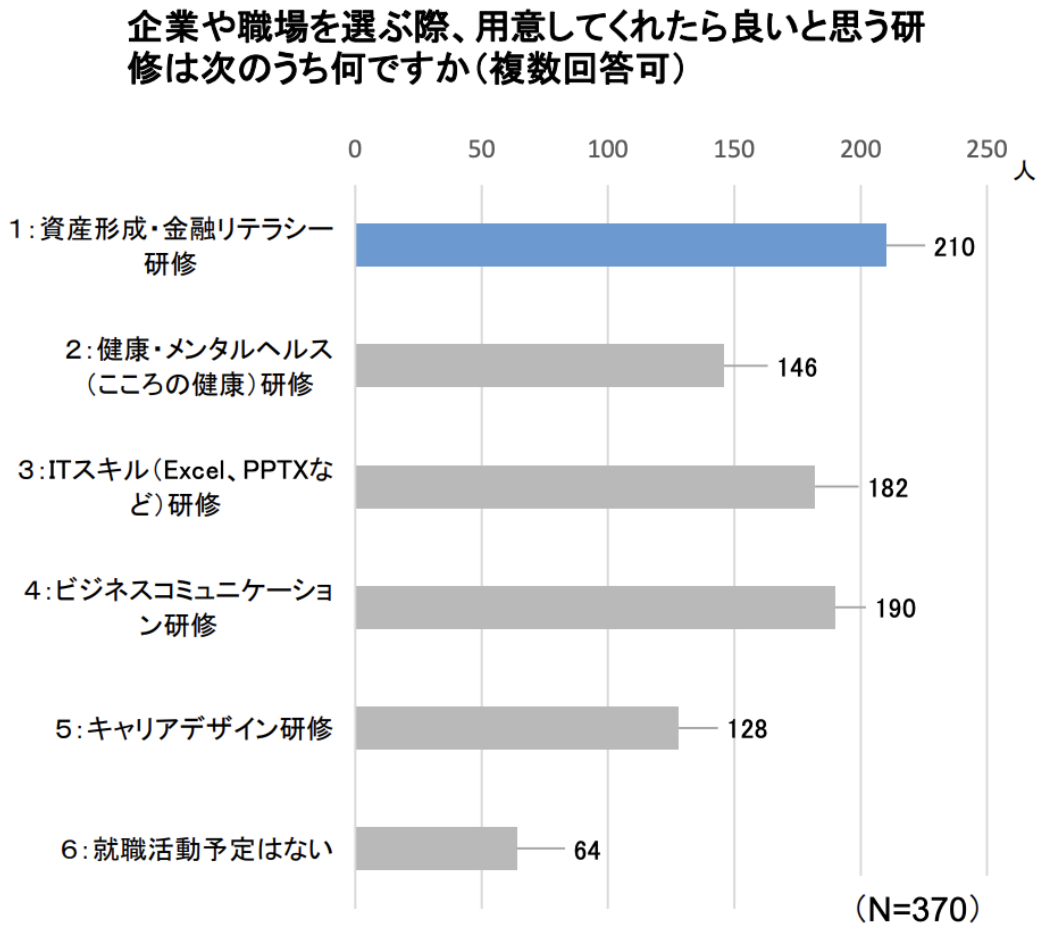
出所：金融庁つみたてシュミレーター試算

金融教育によるモチベーションアップ

2022年より高校の授業で「資産形成の為の金融教育」がスタート
「お金の教育」の大切さを認識する人が増加している



職場での研修で「金融教育」が最も希望者が多い

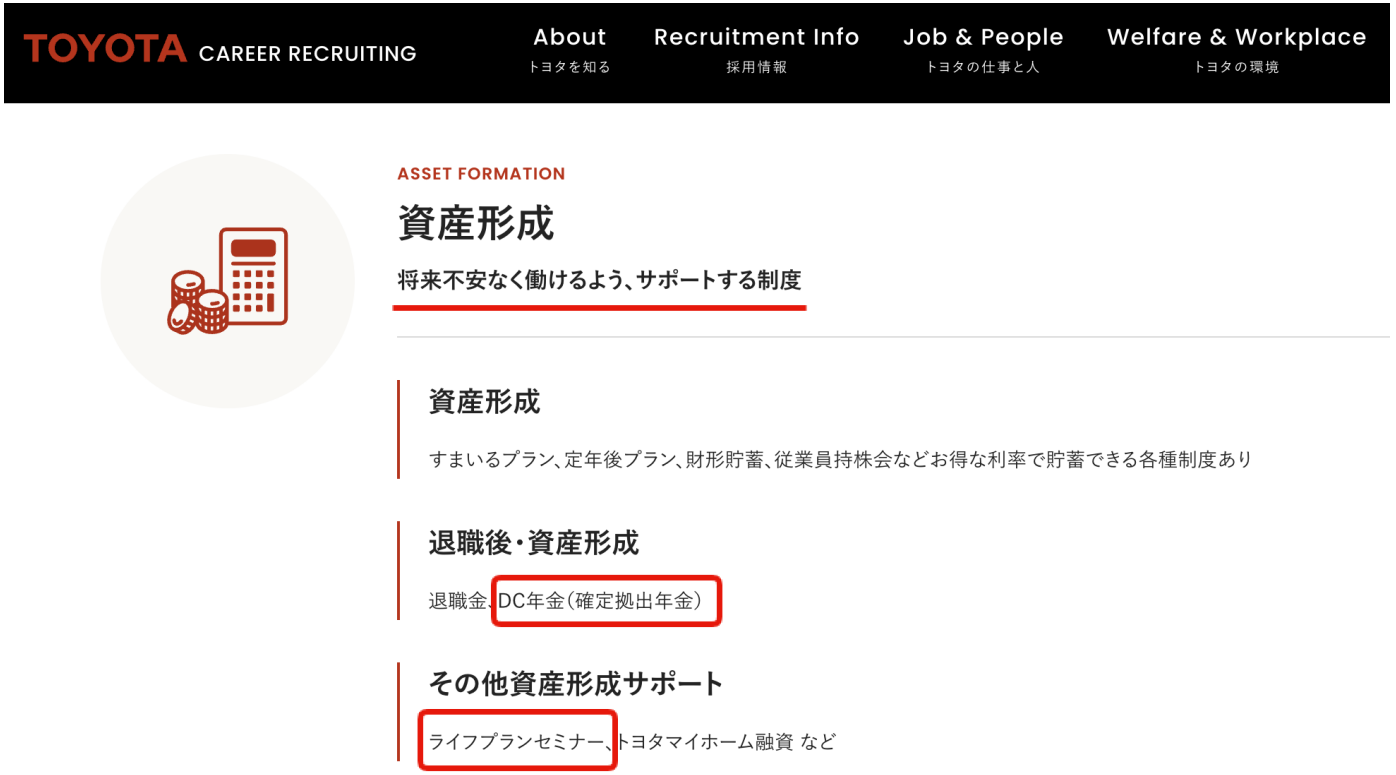


出所：金融庁

金融審議会 第26回 市場制度ワーキング・グループ_第6回 顧客本位タスクフォース合同会合_資料3-1_2024年1月26日

将来への安心が働きやすさを生み、エンゲージメント向上につながる

資産形成のサポートは従業員満足度の向上に効果的



大企業の約9割は導入済み

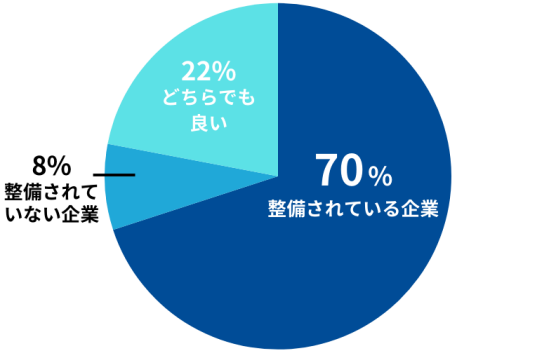
03 採用力・定着率の強化



福利厚生拡充は人材採用／定着率の向上に効果的。従業員の働く意欲向上に。

サラリーマンの70%が転職先企業に企業型DCの整備を希望

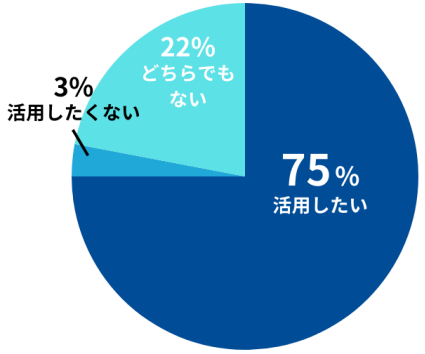
転職する場合、福利厚生制度として
企業型確定拠出年金が整備されている企業と、
整備されていない企業ではどちらが望ましいですか？



出典：(社)DC金融教育協会 300名サラリーマン調査

企業型DCがあれば75%が活用希望

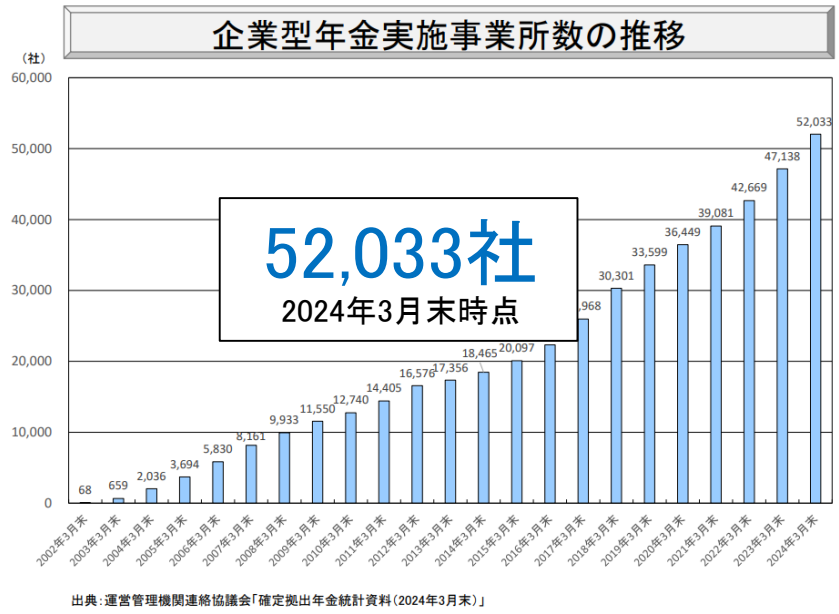
転職先の企業の福利厚生制度で、
企業型確定拠出年金が整備されていたら
活用したいですか？



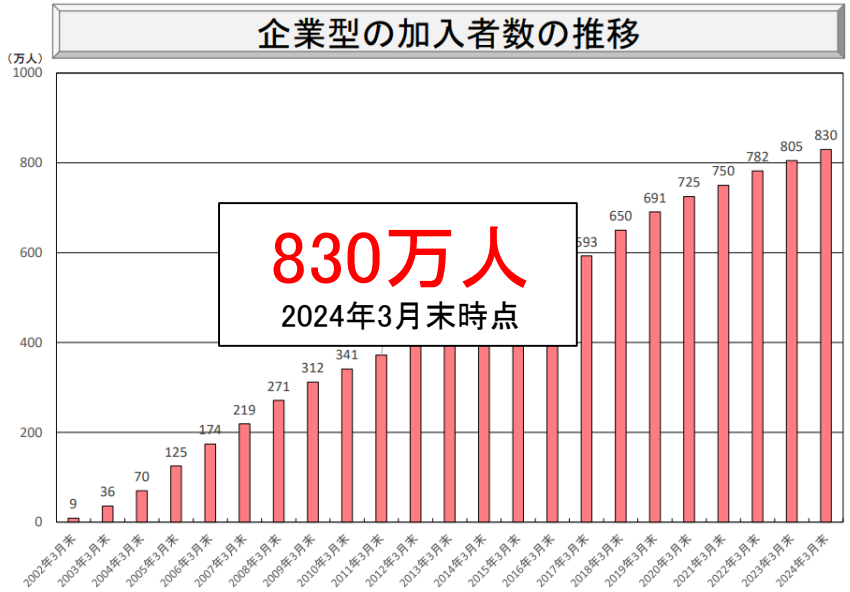
出典：(社)DC金融教育協会 300名サラリーマン調査

これからの企業福利厚生のスタンダード

社会保険の様に中小企業でもDC導入が当たり前の世の中になる



出典：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2024年3月末）」



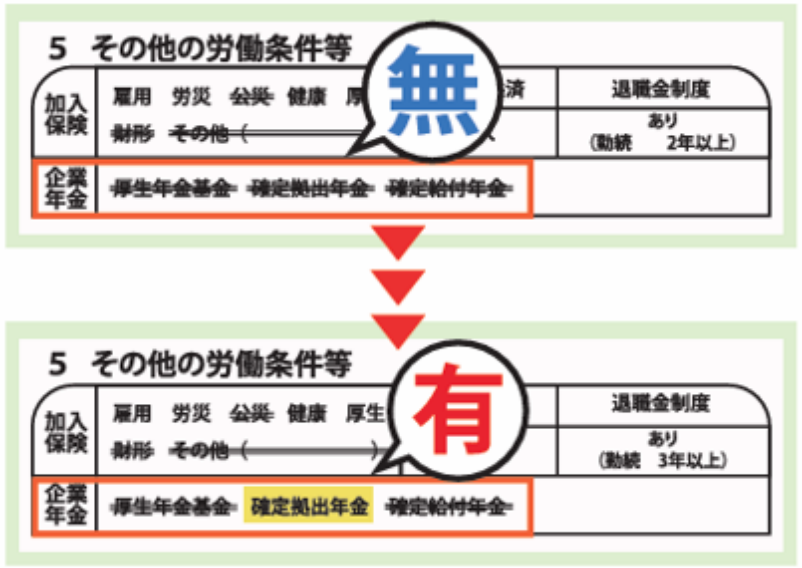
出典：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2024年3月末）」



導入企業、加入者数ともに右肩上がりで増加中。
公務員、個人事業主は企業型には入れないことを加味すると、
サラリーマンの4人に1人が加入している

採用現場での福利厚生の有無が与える影響

同業他社が採用していたら、採用で不利になる

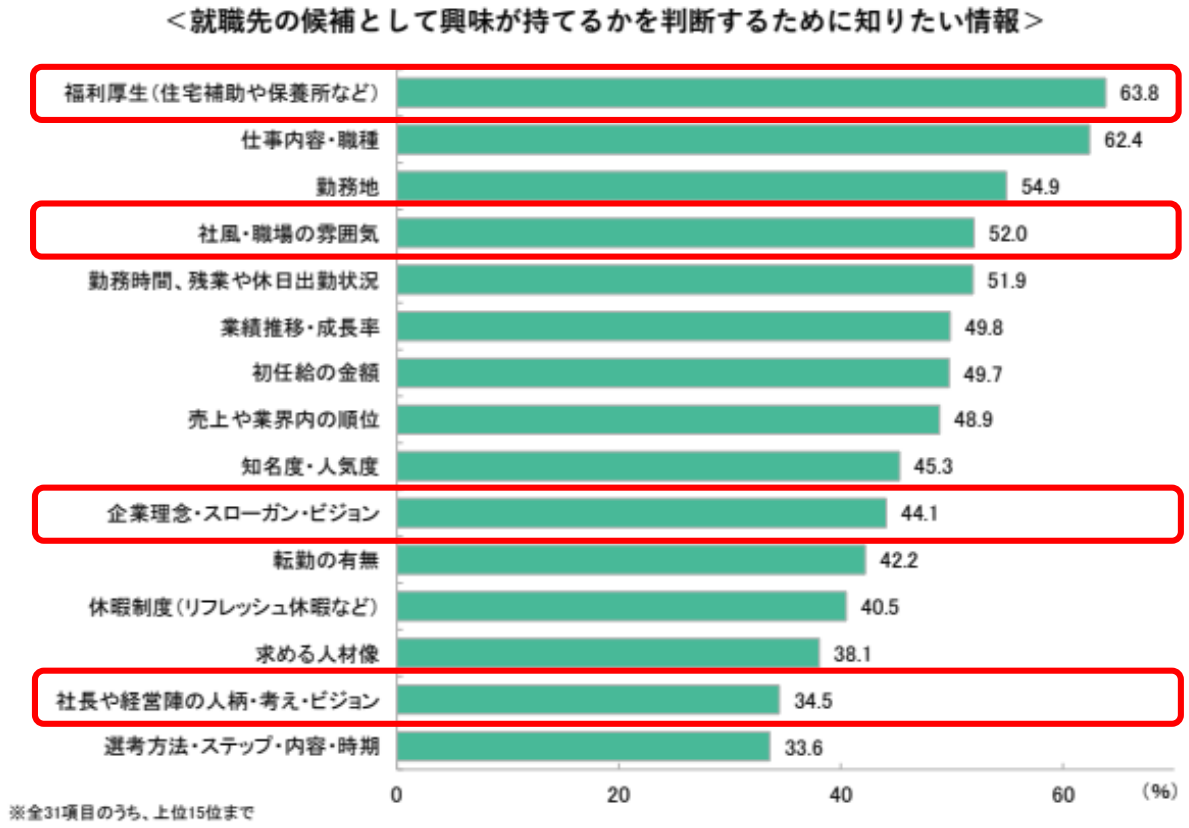




導入してないと転職候補から外れる理由になる

採用力と企業価値を同時に高める取り組み

就職先選びで最重要視される福利厚生の拡充に加え、
「人を大切にする企業」としてのブランディング向上、経営陣のメッセージやビジョン浸透の機会とすることが可能



出所：キャリタス就活 2024 学生モニター調査結果

企業型DC導入のメリット

加入者

01



全額損金計上しながら運用し、
退職金積立ができる唯一の制度

従業員

02



福利厚生拡充による
従業員満足度(ES)向上

会社

03



人材採用力強化・
従業員の定着率向上

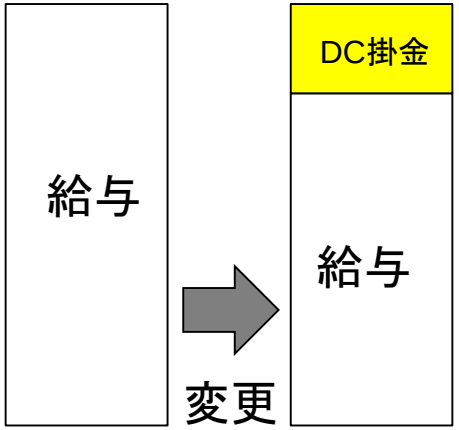
これらを全て低負担で実現できる
令和最高の福利厚生制度

中小企業にオススメの企業型DCのタイプは2種類

選択制は制度加入を社員が選択できる仕組み「退職金の前払い」で手当を社員に渡すという位置付け

(1) 選択制(給与減額)

会社の追加負担は無し
加入は社員の選択

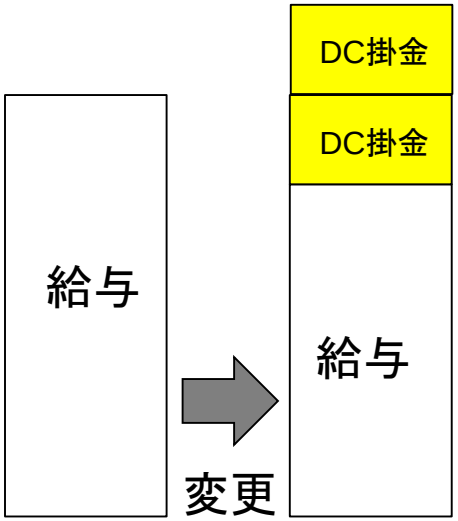


掛金は全額非課税。
社会保険料算定の対象外。
事業主の負担する社会保険料の
負担軽減が期待。

導入企業数多い

(2) 選択制(給与減額)+会社補助

会社の追加負担は有り
全員加入

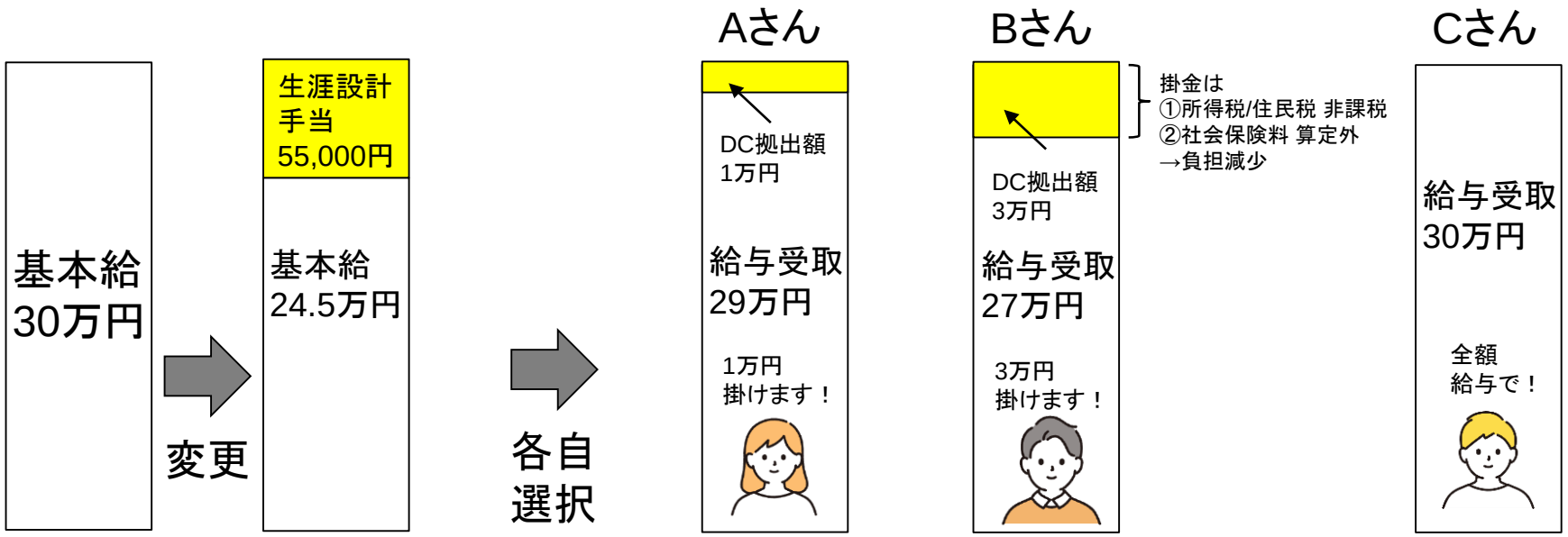


選択制に、会社補助で支給掛金をプラス
併用することで、より多くの年金資産を
積立やすくできる。
福利厚生拡充希望の企業で最近、増えている

最近人気

選択制DCの仕組み

元々の給与を原資にできる(1)選択制は、企業側の追加手出しは発生なし。
やりたい従業員のみ参加できるため、従業員に受け入れられやすい



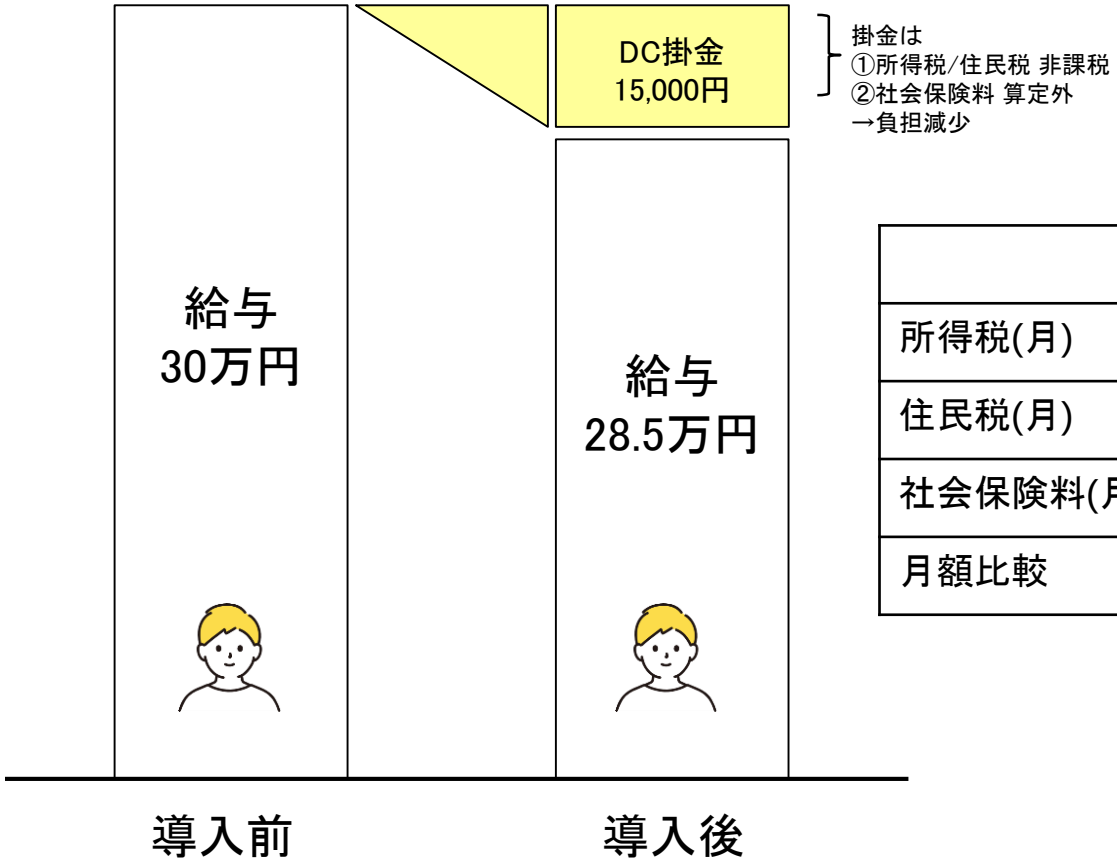
① 基本給の一部を
生涯設計手当に変更。
上限は55,000円

② 従業員は生涯設計手当の中から、自由に掛金の設定ができる(最大5.5万円)
掛金を0円にして、従来通り給与として受け取る事も可能(Cさん)
掛金は給与とみなされないため、所得税・住民税は非課税、社会保険料の算定対象外になる為、効率よく積立が可能

掛金を拠出する場合、3000円～5.5万円の間で1000円単位で変更可能
Aさん、Bさんの様に一度拠出を開始するとCさんのパターンにすることはできません

所得税・住民税の節減、社会保険料の効果が期待

給与30万　東京都40歳　掛金15,000円の従業員さんの例



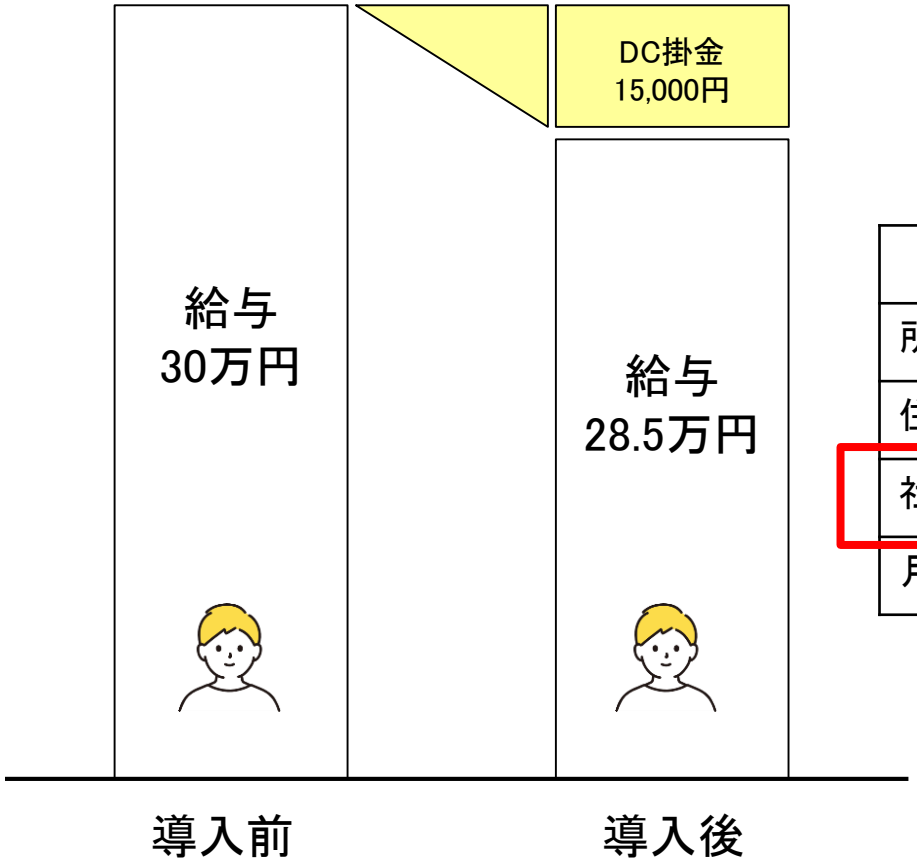
掛金は
①所得税/住民税 非課税
②社会保険料 算定外
→負担減少

	導入前	導入後	差額
所得税(月)	5,950円	5,575円	-375円
住民税(月)	12,083円	11,342円	-741円
社会保険料(月)	46,620円	43,542円	-3,078円
月額比較	64,653円	60,459円	4,194円の効果

年間 50,328円の効果

従業員が加入した結果、企業の負担減少も期待

給与30万　東京都40歳　掛金15,000円の従業員さんの例



社会保険料は労使折半なので、従業員の負担が減ると
同時に、企業の負担も減少する

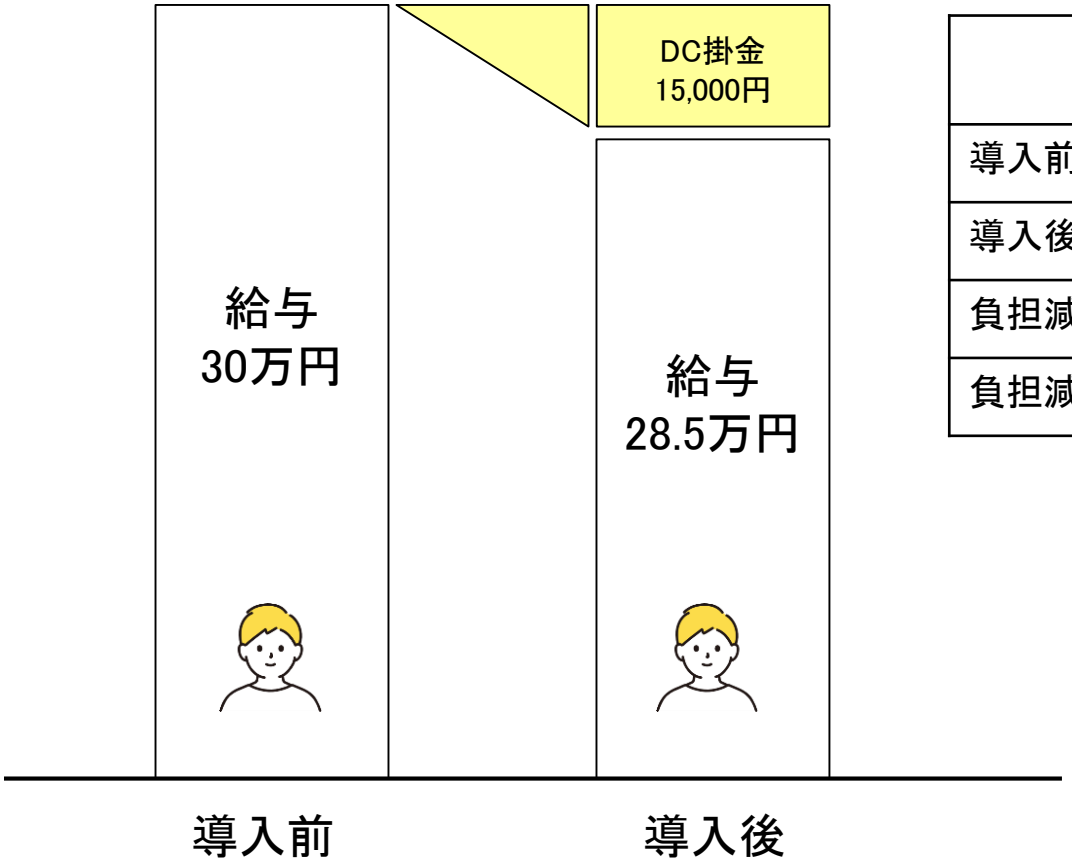
	導入前	導入後	差額
所得税(月)	5,950円	5,575円	-375円
住民税(月)	12,083円	11,342円	-741円
社会保険料(月)	46,620円	43,542円	-3,078円
月額比較	64,653円	60,459円	4,194円の効果

企業も36,936円/年間の適正化効果

当制度は社会保険料削減を目的とした制度ではなく、社会保険料の節減を保証するものではありません。
副次的な効果としてお考えください。

従業員と企業の双方にメリットがある制度

給与30万　東京都40歳　掛金15,000円の従業員さんの例



	従業員効果 (税金＋社保)	企業効果 (社会保険料)
導入前	64,653円/月	46,620円/月
導入後	60,459円/月	43,542円/月
負担減少(月額)	4,194円の効果	3,078円の効果
負担減少(年額)	50,328円の効果	36,936円の効果

企業型DCが中小企業での広がりが遅い理由

企業型確定拠出年金は、 経営者 ・ 従業員 ・ 企業 の
3者にとってメリットが大きい非常に優れた制度

大企業は8割導入済みだが、
中小企業に普及してない



- 大手の金融機関→５０人以下 ✕
- 税理士や社労士→金融の知識も必要
  フォローサポート ✕



そもそも制度をしっかり理解している方が少ない

確定拠出年金 金融教育協会

- 「労務」「税務」「資産運用」「金融教育」に精通した人材を全国でネットワーク化
- オンラインでもサポートできる体制

DC金融教育協会の強み



1.確定拠出年金に特化した申請サポートチーム

2.DCプランナー保有者が全国多数在籍

3.専属の担当者による加入者個別サポート

オンラインで全国対応可能

導入後は資産形成の分野で信頼と実績のある DC金融教育協会が丁寧に個別サポート

確定拠出年金 金融教育協会

- ☑DCに強いファイナンシャルプランナーが専任で対応
- ☑確定拠出年金以外のライフプランや新NISAなどお金の相談対応
- ☑専用サポートサイトで、加入者はいつでも専任のアドバイザーに質問可能
- ☑ゲームなどを活用したわかりやすく面白い金融教育



まずは無料オンライン個別説明会から

無料オンライン説明 → プラン作成 → 導入手続き



制度のメリット、デメリットなどを
ZOOMで説明します。
疑問点などにも丁寧にお答えします。



御社にあった制度設計とプランを
作成します。



導入が決定後、6～7か月程度の導入手
続きが始まります。
申請チームが丁寧にサポートします。

個別相談をご希望の方は、こちらまでご連絡ください

info@dced.info

参考資料

よくある質問

Q.従業員が退職した場合、どうなりますか？	Q.掛金の変更はできますか？
A.転職先に同様の制度があれば、そのまま移換する事が可能です。転職先に制度がない場合や、自営業・公務員・専業主婦(夫)になる場合は、個人型(iDeCo)に移行するか拠出を停止するかを選択できます。	A.制度開始時の規定に従い、変更可能です。
Q.積立てたお金が無くなることはありますか？	Q.会社が倒産した場合どうなりますか？
A.運用がうまくいかなかった場合、年金額が減ってしまう(元本割れ)可能性はあります。したがって、運用に関する知識を身に付け、実践することがとても重要です。	A.年金資産は信託銀行等の資産管理機関が管理し、会社の財産とは明確に分別されていますので、勤務先の会社が破綻しても積み立ててきた年金資産は保全されます。

受け取り方について

老齢給付金で、一時金受取は退職所得控除の対象。年金受取は公的年金控除の対象。

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
給付	5年以上の有期（最長20年） 規約の規定により一時金での受け取りも可能	5年以上の有期（最長20年） 規約の規定により一時金での受け取りも可能	一時金	一時金
受給要件等	・原則60歳到達以降に受給 ・60歳で通算加入者等期間が10年未満は、受給開始年齢が違います。 10年以上　　→60歳 8年以上10年未満→61歳 6年以上8年未満→62歳 4年以上6年未満→63歳 2年以上4年未満→64歳 1月以上2年未満→65歳 ・60歳以上での新規加入は、加入日から5年経過後に受給。	加入者、または加入者であった方(運用指図者も含む)が、傷病等によって一定の障害状態になり(75歳までに)、1年6か月を経過した日以降に、年金または一時金として受給。	加入者死亡時に、最も上の優先順位のご遺族が資産残高を受給。	所定の条件を満たした場合に限り受給可能。

企業型DCのメリットとデメリットのまとめ

企業型DCを導入することにより、得られるメリットが大きいことがわかります。

メリット	デメリット
• 加入者個人で運用方法を選択可能 ・運用を効率よくすることで年金額が増える ・お金の悩み不安解消で、働くモチベーションアップ ・継続教育で社内のコミュニュケーション活性化 • 従業員の自立意識が高まる • 金融リテラシー向上で営業の幅が拡がる • 24時間365日いつでも残高を把握できる • 離転職の際もして持ち運びが可能 • 企業には退職給付債務が無い • 社会保険料の削減、将来の抑制効果も期待できる • 退職金だが法律上、差押禁止財産となる	• 投資の運用成績は自己責任 • 運用を上手にする為にはサポートが必要 • 原則60歳まで引き出しができない • 運営等のコストがかかる • 年金、労災、傷病手当金等の社会保障の給付金額が減る可能性がある

運用について

預け先は24種類以上の中から自分で選択する事ができ、運用による効果も期待できます。

2025年12月現在

商品構成（全24商品）



投資信託
その他2本

投資信託
ターゲット型7本

投資信託
バランス型1本

元本確保型
定期預金1本

投資信託
株式11本
国内株式1本
海外株式4本
内外株式6本

投資信託
債券2本
国内債券1本
海外債券1本

信託報酬

ファンドを保有している期間にかかる運用管理費用です
信託財産から自動的に差し引かれています

信託財産留保額

ご解約（またはご購入）の際に換金代金（または買付代金）から差し引かれるものです
運用の安定性を保つために信託財産に留保されます。



インデックス型運用（パッシブ）は業界最低水準の信託報酬手数料を実現

購入時手数料（販売手数料）も無料（ノーロード）となります

運用商品一覧

2025年12月1日時点での、運用商品一覧です

つみたて安心企業型年金規約　運用商品一覧

■元本確保型商品

2025/12/1現在

NO	カテゴリー	商品名	運用会社	保険機構	預入期間	適用金利
1	預金	ろうきん定期(ｽｰﾊﾟｰ型)	労働金庫連合会	預金保険	5年	0.550%

■元本変動型商品

2025/11末現在

NO	分類	ファンド名	委託会社	騰落率（1年以上は年率、1年未満は年率換算しておりません）					純資産（百万円）	信託報酬(%)（税込）	信託財産留保額(%)
				3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年			
1	国内株式	eMAXIS Slim 国内株式(TOPIX)	三菱UFJ アセットマネジメント	10.88%	21.86%	28.98%	22.18%	16.62%	427,012	0.143以内	0
2	内外株式	フィデリティ・世界割安成長株投信(確定拠出年金向け)	フィデリティ投信	6.01%	17.82%	12.33%	16.89%	0.00%	15,303	1.072500	0
3	内外株式	(DC)ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	三菱UFJ アセットマネジメント	4.48%	12.80%	15.17%	28.90%	11.05%	44,070	1.0945%程度	0
4	内外株式	SBI・コムジェスト・クオリティグロース・世界株式ファンド	SBIアセットマネジメント	8.95%	14.33%	13.76%	18.70%	0.00%	9,695	2.101000	0
5	海外株式	eMAXIS Slim 全世界株式(除く日本)	三菱UFJ アセットマネジメント	11.91%	24.66%	22.73%	24.46%	21.66%	917,343	0.05775以内	0
6	海外株式	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	三菱UFJ アセットマネジメント	11.98%	26.08%	19.24%	26.23%	24.56%	9,537,344	0.08140以内	0
7	海外株式	eMAXIS Slim 新興国株式インデックス	三菱UFJ アセットマネジメント	16.00%	28.54%	34.73%	20.04%	13.31%	277,433	0.1518以内	0
8	内外株式	コモンズ・30・ファンド	コモンズ投信	8.37%	13.12%	14.53%	13.12%	11.21%	76,440	1.078以内	0
9	内外株式	ひふみ年金	レオス・キャピタルワークス	8.21%	18.73%	22.56%	15.76%	7.97%	102,779	0.836000	0
10	内外株式	キャピタル世界株式ファンド(DC年金つみたて専用)	キャピタル・インターナショナル	9.85%	20.28%	22.14%	23.43%	18.33%	221,746	1.085%程度	0
11	海外株式	農林中金<パートナーズ>長期厳選投資　おおぶね	農林中金全共連アセットマネジメント	1.00%	6.66%	3.18%	13.69%	14.47%	76,010	0.990000	0
12	国内債券	eMAXIS Slim 国内債券インデックス	三菱UFJ アセットマネジメント	−1.09%	−1.91%	−5.08%	−2.99%	−2.66%	30,180	0.132以内	0
13	海外債券	eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	三菱UFJ アセットマネジメント	8.06%	12.43%	11.11%	8.53%	5.98%	200,038	0.154以内	0
14	内外不動産投信	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	7.76%	13.82%	3.76%	10.92%	13.75%	64,377	0.363000	0
15	内外その他資産	SBI・iシェアーズ・ゴールドファンド(為替ヘッジなし)	SBIアセットマネジメント	29.61%	35.81%	62.28%	0.00%	0.00%	195,444	0.1838%程度	0
16	内外資産複合	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	三菱UFJ アセットマネジメント	8.59%	16.55%	17.46%	13.12%	11.31%	435,243	0.143以内	0
17	内外資産複合	マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	3.81%	7.19%	6.21%	6.90%	5.77%	36,400	0.198000	0
18	内外資産複合	マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	4.92%	9.53%	9.10%	9.51%	8.01%	20,173	0.242000	0
19	内外資産複合	マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	6.04%	11.89%	11.98%	11.69%	9.60%	25,961	0.242000	0
20	内外資産複合	マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	6.59%	13.00%	13.44%	12.86%	10.54%	12,652	0.242000	0
21	内外資産複合	マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	7.13%	14.11%	14.91%	14.04%	11.48%	24,542	0.242000	0
22	内外資産複合	マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	7.68%	15.22%	16.39%	15.22%	12.42%	8,846	0.242000	0
23	内外資産複合	マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	8.22%	16.33%	17.80%	16.04%	12.94%	12,254	0.242000	0

企業が60-70歳 1歳単位で資格喪失年齢を決定

*資格喪失年齢=DC掛金の積立期間の最長年齢で企業として統一した年齢



導入企業の条件

厚生年金適用事業所である事
1名以上の加入見込みがいる事



加入者の条件

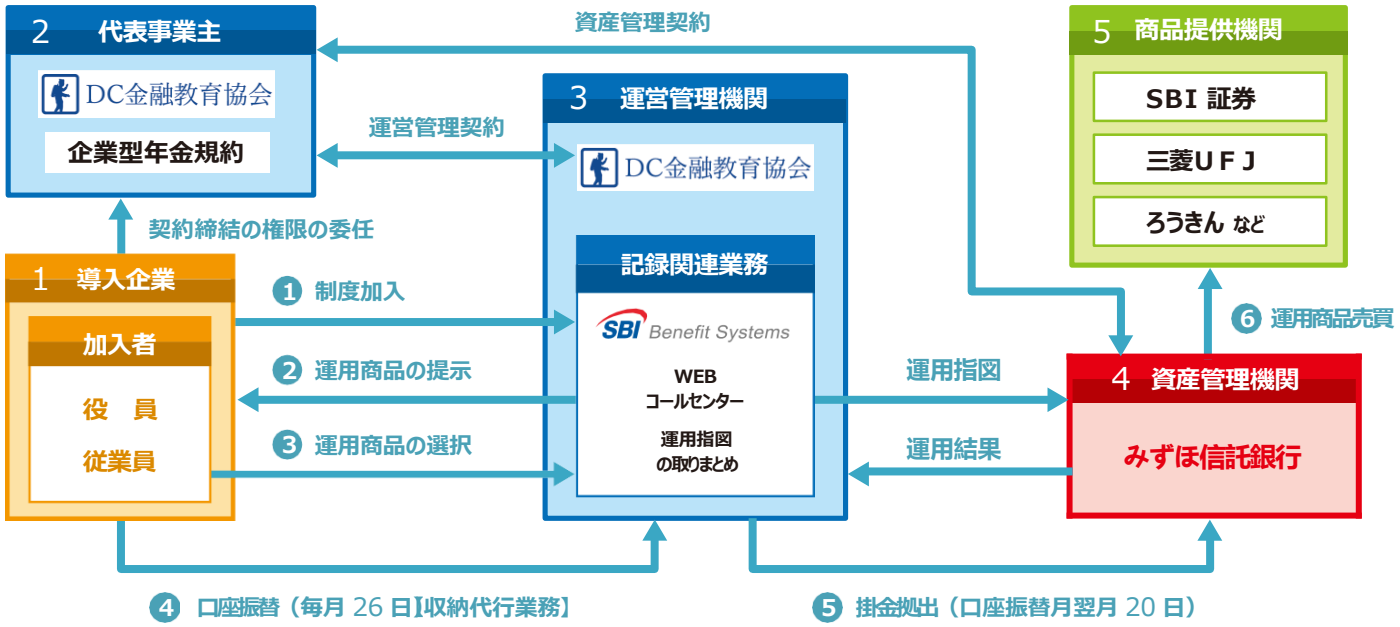
70歳未満である事
厚生年金の被保険者である事

原則、厚生年金の被保険者を全員加入対象とします。

つみたて安心プラン 制度運営の関係図

DC金融教育協会が運営管理機関として立ち上げた
中小企業、小規模企業のための「企業型」確定拠出年金プランです。

1 導入企業	厚生年金の適用事業所単位で地方厚生局に設立の申請をし、確定拠出年金制度を実施します。
2 代表事業主	導入企業より契約締結の権限の委任を受け、代表企業として運営管理契約、資産管理契約の締結および傘下事業所を代表して厚生局へ申請を行います。
3 運営管理機関	代表事業主との運営管理契約に基づき、運用商品の選定、提示、情報提供、記録関連業務の提供を行います（傘下事業所の年金規程の作成および就業規則等必要書類の整備は行いません）
4 資産管理機関	代表事業主との資産管理契約に基づき、年金資産の信託業務を行います。
5 商品提供機関	運営管理機関が選定した運用商品を提供します。



導入スケジュール

制度開始まで、伴走する形で進めていく為、担当者の負担が最大限かからないようにご支援します

